

【令和7年第1回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和7年3月19日 環境委員長 林 敏夫

- 「議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（環境局に関する部分）」

《意見》

* 戦後の刑法改正をめぐる議論では、政治犯や国事犯の思想を強制労働で改造するようなことがあってはならないとの配慮から、懲役刑と禁錮刑の区別が残されてきた。法改正により懲罰の威嚇の下に改善更生を強いことになれば、国際的に求められる受刑者への処遇水準からかけ離れてしまうと懸念している。しかし、本条例改正は懲役刑、禁錮刑という既に廃止された文言を拘禁刑という新しい文言に変更するものであるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本条例は将来の環境対策に必要な条例であり、条例制定時にも賛成したことから、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第10号 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第48号 堤根余熱利用市民施設整備事業の契約の締結について」

- 「議案第49号 川崎市堤根余熱利用市民施設の指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれも堤根余熱利用市民施設に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 市外在住者の利用割合について

施設休止前は、利用者のうち市外在住者が約4割であった。

* 利用料金の算定根拠について

ヨネッティー王禅寺等の利用料金を参考としつつ、運営維持管理費等を考慮し、本市の使用料・手数料の設定基準に基づいて算定した。

* 市外在住者用の利用料金区分の新設に関する考え方について

今回の利用料金案は、居住地を問わず一律の料金設定であるが、今後、利用料金の在り方については、市内類似施設の動向等を踏まえ、検討していくものと認識している。

* 再整備後の市民利用に関する想定について

再整備後については、年間約15万人が利用するものと想定しており、内訳としては、温水プール利用者が年間約11万人、トレーニングルームの利用者が約4万人と見込んでいる。

* 本施設までの交通アクセス向上に関する取組について

施設再整備後には利用者の需要を踏まえ、必要に応じて、交通アクセス向上に資する取組について指定管理予定者と協議する予定である。

* 近隣住民及び利用者から寄せられた施設再整備に関する意見について

可能な限り早期の営業再開を望む意見に加え、温水プール以外にもトレーニングルーム機能などの設置を希望する意見が多くたと認識している。

* 再整備工事の工事手法について

本工事はPFI-BTO方式による整備であり、事業者による整備工事後に所有権を市に移し、整備した事業者が指定管理者として運営することが特徴である。

* 指定管理者のモニタリング及び指定管理期間中に発生した事故等への対応について

業務が適切に行われているかどうかを確認するモニタリングを通じて、指定管理業務を監督することが基本となるが、大きな事故等が発生した場合には、市が適切に対応を行う予定である。

* 再整備工事の市内事業者優先発注について

指定管理予定者から大部分の工事について市内事業者を優先する旨の提案を受けており、市として発注状況等について定期的にモニタリングを行う予定である。

* 再整備工事における公契約条例の作業報酬下限額適用の有無について

本工事は公契約条例の作業報酬下限額が適用される案件であり、従事する労働者については、作業報酬下限額以上の報酬の支払いが適切に行われているか等を含めて、適切に市が監督を行う。

* 施設の有効活用に関する利用者向けアンケートの実施について

施設完成後、市民利用が始まった後にアンケートを実施する予定である。

* 本施設の防災上の機能について

本施設は指定避難所や広域避難場所等に指定されているものではないが、一時避難場所や帰宅困難者の待機場所等の活用を検討している。

* 受注事業者と落選事業者の評価点に大きく差が生じた理由について

地域経済への配慮に関する内容について、受注事業者が優れており、得点差が生じたものと認識している。

《意見》

* 今回の再整備工事は公契約条例の作業報酬下限額適用案件であり、工事発注元として労働環境の状況等について適切に監督を行ってほしい。

* 施設再整備後は、近隣住民からの防災上の要望等について、意見集約を行ってほしい。

* 近隣住民等から早期再開について要望が多い施設であるため、工期の遅れ等がないようにしてほしい。

《議案第10号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第48号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第49号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第50号 川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者変更に伴う影響について

指定管理者の法人格が変更となるが、変更後も指定管理業務の内容及び現在の従業員については、基本的に新たな指定管理予定者が引き継ぐ予定であり、大きな影響はないと認識している。

《意見》

* 施設の繁忙期間については、施設までのアクセスが容易となるよう、職員用通路の利用等について対応を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第54号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 過去に発生した送迎バス車内における児童置き去り事案発生後の安全対策について

事案発生後、指定管理者により、運転手による車内確認手順の徹底等のソフト対面策と、バス車内における児童置き去り防止策としての警報装置等のハード対面策を実施している。

* 指定管理者変更に伴う影響について

今回の条例改正では、現在の指定管理者が別事業者に吸収合併されることに伴い、指定管理者を再度指定するものであるが、現在の従業員については、基本的に新たな指定管理者が引き継ぐ予定であり、大きな影響はないと認識している。

《意見》

* 新たな指定管理者に変更後も、送迎バスの児童置き去り事故防止対策を引き続き実施してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第81号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《意見》

* 本議案が関連する東扇島堀込部の埋立て事業については問題があると認識してお

り反対の立場であるが、今回は予算の繰越に関する補正予算であるため、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決